

琵琶湖の自然環境からみた中世堅田の漁撈活動

佐野 静代

【要約】 本稿では鴨社御厨であった近江国堅田について、その中世前期における漁撈活動の実態を琵琶湖の自然環境の視点から解明することを試みた。具体的には、水深一〇〇mにも及ぶ琵琶湖の湖底地形および魚類の生態行動と、堅田の漁撈技術段階とを照合し、中世前期の堅田の沖合域での漁法とその利用可能水深について明らかにした。

本稿では、音羽庄や菅浦と堅田との漁業相論について分析し、堅田が中世前期から小糸網という独自の技術によって、稀少な秋冬期のフナを漁獲しえていたことを指摘した。さらに堅田は、より深い水域での操業が可能な延縄漁を併用することによって、一般住民たちの及ばない沖合域で産卵期以外にも魚類を沖取りしていたことを明らかにした。中世前期以来、堅田のみが保持したこれら技術上の優位性に注目すれば、粟津・菅浦など他の供御人に比して堅田のみが琵琶湖漁業において突出した地位を持ちえた背景が理解されよう。

史林 九六巻五号 二〇一三年九月

はじめに

1 本稿の目的

古代・中世の鴨社御厨であり、また近世には「諸浦の親郷」として琵琶湖の湖上特権を手中にした近江国堅田は、これまで長年にわたって多くの研究者の注目を集めてきた。堅田研究の論点は、漁撈・舟運・惣村・一向一揆・宮座など多岐

にわたっているが、その嚆矢となったのは戦前の喜多村俊夫の漁業史研究である。この漁業史研究は、戦後の一九五〇年代半ばに羽原又吉・伊賀敏郎らによってピークを迎えたが、その後堅田研究の一向一揆論へのシフトに伴って、いったんは下火となった。しかしやがて一九七〇年代から八〇年代にかけて、網野善彦の「海民」論として結実したことはよく知られている。網野は鴨社供御人に由来する特権的な堅田漁撈民の姿を提示し、それを重要な一類型として日本中世の「海民」論を展開したのである。

網野以降、堅田の漁業史研究には際立った進展はみられず、中世堅田の漁撈については議論が尽くされた感があったが、しかし近年、橋本道範により網野の見解に反論が出されたことに注目したい。橋本は網野の史料解釈を批判し、その「海民」論は「『海民』の一方的主張」に依拠した「偏った議論」であるとして、むしろ中世前期の堅田は漁撈特権を貫徹しえない「脆弱な漁撈集団」であったとする。

このように真つ向から対立する両者の見解であるが、しかし筆者は、これらの研究には共通する一つの問題点があると考えている。それは、漁撈活動の規定要因となる琵琶湖の自然条件が十分考慮されていないという点である。例えば橋本は、網野の研究を水辺の自然的特質を理解しようとする視点が乏しいと批判するが、しかし「自然環境要因を組み込んだ生業論の構築」を志す橋本にあっても、琵琶湖独自の湖底地形など、漁撈活動を規定する自然環境への配慮は十分とはいえない。

史的制約のなかにあつて中世の漁撈実態を理解するには、自然条件との照合によって史料の読み解きをさらに深めていくことが必要と考える。琵琶湖は日本の他の湖沼とは異なり、四〇〇万年以上の歴史を持つ「古代湖」であり、そこで発達した固有種は重要な漁獲対象となっている。さらに、断層を主成因とする構造湖として一〇〇mにも及ぶ水深を持ち、その多様な湖底地形は固有種の重要な生活場所となっている。本稿ではこのような琵琶湖の地形条件と生息魚種の生態行動を考慮した上で、各時代の漁撈技術段階を復原し、中世の琵琶湖漁業における堅田の位置づけを解明したい。

そこでは他の御厨の供御人との関係も焦点となる。近世堅田の湖上特権が古代中世の鴨社御厨に起源を持つことについてはすでに多くの指摘があるが、しかし中世の琵琶湖岸には粟津橋本や菅浦など、他にも有力な御厨・供御人らが存在した。そのなかにあつて独り堅田のみが近世まで強い湖上権益を保持しえた理由は、これまでの研究では十分明らかにされているとはいいたい。この点も本稿の重要な論点となる。

2 堅田の地域概要

堅田は琵琶湖の西岸に位置するが、その地は東岸から野洲川デルタがせり出して形成された琵琶湖の最狭部にあたる。この最狭部以北の湖水域は「北湖」、以南の水域は「南湖」と呼ばれている。南湖には大津や坂本が位置し、また北湖には日本海や東山道からの物資の積み替え港たる塩津や朝妻などの諸港が控えている。堅田はその立地を生かして、南湖と北湖との間を往来する船から勘過料を徴収し、また上乘権によつて巨大な利益を得ていたことが知られている。^⑬

堅田の文献上の初見もこの湖上交通に関わるものである。永承六年（一〇五二）、愛智庄からの地子米輸送に際して「堅田渡 酒直一斗五升」とあり、すでにこの時期に通行料が徴収されていたものとみられる。一方、漁撈民としての姿が初めて確認されるのも、同じ一一世紀、寛治四年（一〇九〇）のことである。^⑭ 彼らはこれ以前から「堅田御厨網人」として他役を免ぜられ、「堅田網二帖」をもつて鴨社に毎日御膳料の鮮魚を進めており、その漁場は高島郡の安曇川まで及んだという。

ここで「網人」の呼称がみられるように堅田は古代から網漁に従事していたのであるが、一六世紀初頭の『閑吟集』にも「人の心と堅田の網とは 夜こそ引きよけれ 夜こそ好けれ」とあり、中世段階でも網漁を行っていたことが知られる。ただし古代中世の堅田が具体的にどのような網を用いていたのか、その漁法の詳細まで明記する史料はない。堅田の漁撈技術について知ることができるのは、下つて近世以降のことであり、よつて本節ではまずこの近世初期の堅田の漁法につ

いて確認しておきたい。

近世の堅田は「堅田四方」と呼ばれる四つの居住区域（堀で画された「切」と呼ばれる地域単位）に分かれており、廻船と農業を主業とする「宮ノ切」（北ノ切・本切ともいう）を除いて、残る三つの「切」が漁撈に従事していた。ただし、「切」ごとに漁法を異にしていたことに特徴があり、「西ノ切」では大網（大地引網）・小糸網（刺網）が、「東ノ切」では伊崎立場（琵琶湖東岸の漁場）での葎巻網と小糸網が、そして「今堅田」（小番城・釣獵師とも呼ばれる）では流し釣（延縄漁）が主に行われていたことが明らかになっている（各漁法の詳細については一章以下で詳述する）。

これら堅田四方の成立は中世に遡り、一四世紀にはすでにその原型が形成されていたことが指摘されている^⑭。しかしながら、各切の漁法自体も同じく中世まで遡るかについては検討を要する。そこで本稿では中世段階での堅田網人の漁法を明らかにするために、従来とは異なる観点からの検討を試みたい。それは中世堅田の捕獲対象魚種からの考察である。魚類の生態は中世以前にも遡及可能であり、魚種ごとの生活史・場所利用と湖底地形を照合すれば、捕獲可能な漁撈技術段階がおのずと見えてくるからである。次節以下にその詳細を示したい。

- ① 中世の堅田に関する研究史は、網野によって整理されている。網野善彦「近江国堅田」（網野善彦『日本中世都市の世界』筑摩書房、一九九六）二〇六―二三六頁（初出は一九八一年）。それ以降の研究動向で本稿の主題に関わるものとしては、建築史・美術史分野における中世堅田の景観研究が重視される（二章にて後述）。
- ② 喜多村俊夫「江洲堅田漁業史料」アチックミュージアム、一九四二。
- ③ 喜多村俊夫「堅田獵師の研究」（喜多村俊夫『近江経済史論攷』大雅堂、一九四六）二三〇―二七四頁（初出は一九三八年）。
- ④ 羽原又吉「日本古代漁業経済史」改造社、一九四九。同『日本漁業経済史』中巻上、岩波書店、一九五三。
- ⑤ 伊賀敏郎「滋賀県漁業史上（概説）」滋賀県漁業協同組合連合会、一九五四。
- ⑥ 網野善彦「近江の海人」（網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店、一九八四）三三三―三五七頁（初出は一九七三年）。
- ⑦ 網野善彦「びわ湖をめぐる堅田のうつりかわり」（滋賀県教育委員会編『琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書』二 びわ湖の専業漁撈」滋賀県教育委員会、一九八〇）四四―七七頁。前掲注①網野論文。前掲注⑤。
- ⑧ なお、史料の豊富な近世を扱ったものとしては、鎌合かおる「近世琵琶湖における堅田の漁業権」ヒストリア一八一、二〇〇二、二六―四九頁、および同「日本近世における山野河海の生業と所有——琵琶湖の漁業権を事例に」ヒストリア二二九、二〇一一、一一四―一四二

頁がある。

⑧ 橋本道範「日本中世における水辺の環境と生業——河川と湖沼の漁撈から」史林九二・一、二〇〇九、四一三五頁。

⑨ 橋本道範「中世前期の堅田漁撈——『賀茂御祖皇太神宮諸国神戸記』所収堅田関係史料の紹介」(水野章二編『琵琶湖と人の環境史』岩田書院、二〇一一) 二二五—二四九頁。

⑩ 前掲⑤。

⑪ 古代を対象としたこのような試みとして、佐野静代「近江国筑摩御厨における自然環境と漁撈活動——湖岸の御厨の環境史」国立歴史民俗博物館研究報告一三三、二〇〇六、八五—一〇八頁(後に同著『中近世の村落と水辺の環境史』吉川弘文館、二〇〇八に所収)がある。

⑫ Kawanabe, H. 1999. Biological and cultural diversities in Lake Biwa. In Kawanabe, H., Coulter, G. W. and Roosevelt, A. C. (eds.), *Ancient Lakes: Their Culture and Biological Diversity*. Kenobi Productions, Ghent: 17-41.

二 中世堅田の漁撈技術と小糸網

1 中世堅田の貢上魚種

中世の堅田御厨からの貢上魚種を示す史料として、羽原と網野によって紹介された「賀茂社諸国神戸記」建久五年(一九四)の記事がある^①。この年十月九日、賀茂社政所は相嘗祭の召物として、「鯉十喉、鮒五十喉、鮪五十喉、鮎二斗、海老三斗」を十一月二日までに備進することを堅田御厨下司に命じている^②。ここには魚介名としてコイ・フナ・エビと「鮎」があげられており、また鮪は延喜式にも記載のフナズシである可能性が高い^③。なお「鮎」については、従来の研究

⑬ 新行紀一「中世堅田の湖上特産」歴史学研究三四九、一九六九、一八—二九頁。前掲注①網野論文。

⑭ 堅田の水産上の重要性については、『新修大津市史』にまとめられている(林屋辰三郎・飛鳥井雅道・森谷勉久編『新修大津市史② 中世』大津市役所、一九七九、一三〇—一五三頁)。

⑮ 「東南院文書」永承六年二月二日、愛智庄結解(『平安遺文』六八七号)。

⑯ 「賀茂社諸国神戸記」寛治四年三月廿四日、鴨御祖大神宮申状案(『平安遺文』二二八七号)。

⑰ 前掲注②喜多村「江洲堅田漁業史料」。

⑱ 前掲注①網野論文によれば、応永四年(一三九七)の「堅田浦・菅浦庄契約状」(菅浦文書三九七号)に堅田側の地域名称として「総領・西浦・今堅田」がみえることから、堅田四方の基本的構成は四世紀にはすでに成立していたものと推定されている。この文面については第四章にて詳述する。

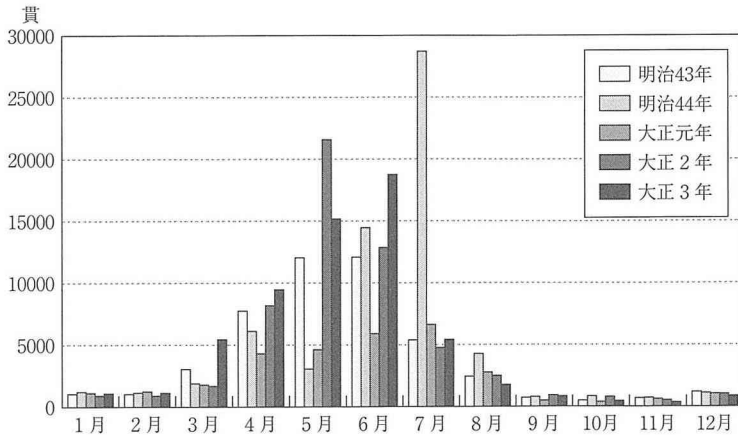


図1 明治末期から大正初期の琵琶湖の月別フナ漁獲量

滋賀県水産試験場（1921）のデータに基づき作成。

では「はや」^④あるいは「はえ」^⑤の読みがなされ、いずれも魚種は明らかにされてはいない。しかし『類聚雑要抄』に「伊勢鮎川御厨」があつて「ハエ」との読みが当てられていることから、「はえ」の別名を持つコイ科のオイカワと考えることができるかもしれない^⑦。

いずれにしても、この史料で注目されるのは、堅田の貢進魚種に占めるフナの割合の高さである。上記の記事でも貢進されるフナは五十匹に達しているが、同じく「賀茂社諸国神戸記」の観応二年三月日、賀茂社政所下文写では、四月の二回の祭礼のために備進を命じられたコイ・フナ・焼物のうち、コイが合計八匹であるのに対してフナは合計一二〇匹にも及んでいる。すなわち、一三世紀の『新撰和歌六帖』にすでに「堅田鮎」の語がみえるように^⑧、古来フナは堅田を代表する漁獲物だったのである。

注目すべきは、これらのフナの捕獲の時期である。すでに橋本も指摘するように^⑨、前掲の建久二年十一月二日はグレゴリオ暦では一九四年一月二三日であり、冬期にあたっている。筆者が注目したいのは、近代化以前の琵琶湖の漁撈技術では、秋期や冬期のフナは漁獲がきわめて困難であつたという事実である。この点についてはすでに前稿でも指摘したが^⑩、さらに詳細なデータを示しておきたい。図1は、琵琶湖で漁法の近代化が行われる以前のフナの月別漁獲量を示したも

のである^①。この図によれば、九月以降二月までの間はフナの水揚げは非常に少なく、漁獲が相当困難であったことがわかる。

この現象は琵琶湖のフナの生物学的要因に起因するものである。すなわち琵琶湖には西日本に広くみられるギンブナに加えて、ニゴロブナとゲンゴロウブナという二種の固有種が生息している。小型で味覚的にも劣るギンブナが雑魚扱いされるのに対して、ニゴロブナとゲンゴロウブナは肉厚で味もよく、高い資源価値を持っている^②。しかしギンブナが周年浅い内湾に生息するのに比べて、固有種二種は秋冬期には沖合や深水域の底層に生息しており、近代化以前の琵琶湖の漁法ではそのような深い水域での捕獲には限界があった^③。そこで明治期までの琵琶湖の一般的な漁撈技術では、これらのフナが浅い沿岸域まで産卵遡上してくる春夏期の待ち受け漁（エリや地引網など）が中心になっていたのである。

観応二年の四月に貢納されたフナ一二〇匹は、おそらくこの産卵期の漁によるものであろう。しかしながら建久二年十一月の場合は、沖合や深水域での生活時期に当たっていることに注意が必要である。このフナは寸法まで規定されていることから、小型のギンブナではなくやはり固有種のフナを指すと考えられる。一二世紀段階の堅田が、このように稀少な冬のフナを五十匹という規模で、しかも橋本の指摘するように恒例として安定的に貢上していたという事実^④はきわめて重要な意味を持つ。中世の堅田はどのような漁法を用いて、稀少な冬のフナを漁獲しえていたのであろうか。この問題を解くことが本稿の鍵となる。

2 冬期フナの漁法

史料の残存する近世段階でも、堅田は中世と同じく稀少な冬のフナを漁獲していたことが確認できる。本節では、この近世段階の堅田の漁撈技術を分析し、中世の漁撈技術を解明する手がかりとしたい。正保四年（二六四〇）の文書によれば、「堅田獵師と申者、上様御肴物御用調申、初鮒・御鮒鮒・紅葉鮒指上げ申候（傍線は筆者）」とあり、將軍家へ貢上

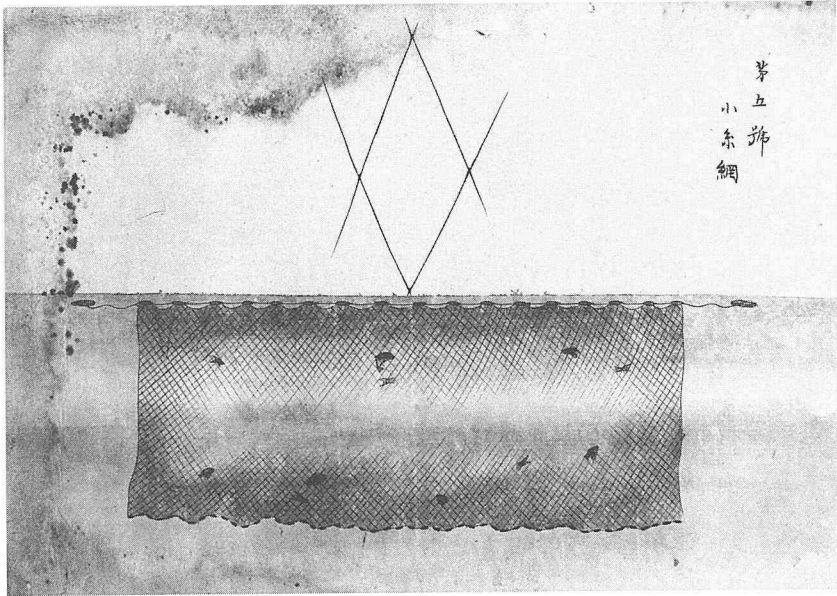


図2 小糸網

ただし本図は浮刺網として描かれているが、近世までの琵琶湖の小糸網は底刺網のみであった。
滋賀県水産試験場所蔵『近江水産図譜 漁具之部』（明治23年頃）（滋賀県水産試験場提供）

されたフナのうち、初鮎とはその年をはじめ取れたフナ、すなわち正月の最初の漁で得られた冬のフナを指し、また御鮎鮎とは産卵期に大量捕獲されて保存食のナレズシにされるフナ、また紅葉鮎は三章で後述するように秋期のフナを意味している。

このうち初鮎の漁獲方法については、一七世紀段階の状況を知ることができる。元禄三年（一六九〇）の文書には、「西ノ切東獵師小糸網者同前之獵儀に候間一様に書上げ可申と奉存、互に申合願書差上申候、此上御運上被為仰付候はば前々より差上来り申候初鮎、員数之通割付上納可仕筈に申合候（傍線は筆者）」とあり、東ノ切と西ノ切の漁師が小糸網によって初鮎を捕獲してきたことがわかる。小糸網とは刺網の一種であり、水中にカーテンのように網を張り、網目に刺さって身動きできなくなった魚を獲るものである（図2）。

この小糸網の最大の特徴は、エリや地引網など沿岸域での漁法に比べ、より深い水域での捕獲が可能なことである。例えば琵琶湖での地引網の操業は水



図3 「片田景図（模本）」の網干し風景（部分）
 （画像提供：東京国立博物館）

深一五m以浅に限られるが、小糸網なら深さ二五m内外の水域まで使用することが可能である。²¹この水深は冬のゲンゴロウブナの生息域にも一部到達する。²²明治以前の琵琶湖のフナ漁法のうち、この水深に届く漁法は他に存在しない。²³したがって小糸網とは、前近代において初鮒を確実に狙いうる点では唯一の漁法だったことになる。²⁴

さらに重要なことは、小糸網が近世前期までは堅田のみが持つ技術だったことである。伊賀敏郎が明らかにしたように、小糸網が各地へ伝播したのは近世後期になってからのことであり、元禄頃までは堅田東ノ切と西ノ切漁師のみが保持した高度な技術であった。²⁵この小糸網を持った堅田の漁撈民のみが、沖合の深い時期のゲンゴロウブナを狙うことができたのであり、つまり堅田は小糸網の技術によって、産卵接岸期以外にもフナを捕獲できたことになる。この小糸網の起源が中世までさかのぼる可能性については、すでに伊賀によって指摘されているところである。²⁶海域では刺網の技術はすでに中世には確

認されており、伊賀は琵琶湖の小糸網についても寿永元年（一一八二）成立の『月詣和歌集』の「かへりこむほどは堅田に置く網の目にたまらぬは涙なりけり」に注目し、この「置く網」に曳き網とは異なる刺網の原理を読み取るうとしていゝる。ただ伊賀自身も指摘するように、小糸網という名称の文献上の初見は元禄期であり、文献史料によってそれ以前に遡って存在を確かめることは難しい^{②③}。しかし筆者は、絵画史料のうちに琵琶湖岸での小糸網の確実な中世への遡及性を示すものが見られることを指摘したい。それは一六世紀半ば頃の作成と推定されている大徳寺瑞峯院「堅田の間」襖絵（静嘉堂文庫美術館蔵「堅田図」、東博所蔵「模本片田景図」）である（図3）。この図は、実景観察に基づく描写としてこれまでの中世堅田の景観復原研究にしばしば用いられてきたものである^{②④}。しかし筆者は、先行研究ではほとんど触れられることなかった漁撈に関わる風景に注目したい。

図中、東ノ切と西ノ切の一角に当たる空閑地に、それぞれ多数の網干しの場面がみられる。この網は、幅が狭く丈は短く描かれており、その形状は一〇〇〇m以上の幅を持つ地引網などの曳き網類とは明らかに異なるものである。これは刺網系と推定される。そのサイズも網干しする人物の大きさと比較すれば、近世堅田の小糸網の「高さ凡三尺三四寸斗長さ凡八間半」^{②⑤}によく合致している。さらに、本図の季節も重要となる。図の背景には稲刈り後の晩秋から雪の景色への移り変わりが描かれていることから、この網も秋冬期に用いられたことになる。東ノ切には、同じ刺網系の葎巻網も存在したが、葎巻網はコイ・フナの産卵期である春に用いられるため、本図の表現する季節にはふさわしくない。したがってここに描写された秋冬の刺網とは、やはり小糸網以外には考えられないのである。以上のように分析すると、少なくとも中世後期には小糸網はすでに存在しており、近世と同様に東ノ切と西ノ切がそれに従事していたことが導き出される^{②⑥}。

3 小糸網の成立年代

ここで、そもそも冬期の初鮒の貢上行為には重要な意味があることを確認しておきたい。近世の堅田はこれを將軍家に

毎年献じていたが、琵琶湖の初鮒を幕府將軍へ献上する儀礼自体は、中世までその起源をたどることができる。室町後期の『年中恒例記』によれば、近江守護の六角氏と京極氏が正月十一日に足利將軍家へ初鮒を献上しており、盛本昌広はこれを守護の琵琶湖領有権を象徴する行為としている。^②この近江守護から献上された初鮒が堅田の手になるものという確証はないが、しかし堅田は一六世紀初めには六角氏の支配下にあつて、「公用」をおさめていたことが確かめられる。^③近世、將軍家へ上納されたフナが「御公用の鮒」と称されたことも勘案すると、六角氏からの初鮒が堅田の手を経たものであつた可能性は高い。

貢上されるフナが、他ならぬ「初物」であつたことには大きな意義が見いだせる。古代、初尾・初物とは神や天皇に捧げられる贄であり、よつて供御とも深い関係をもつたことについては、すでに石母田や網野・盛本らによる指摘がある。^④したがつて初物としての冬のフナとは、堅田にとつて本源的な供御物の一つであつたはずである。このように考えた場合、稀少な初鮒の捕獲と貢上は、鴨社御厨たる堅田に期待されていた重要な機能であり、すなわち前節で確認した一二世紀末の堅田が冬期のフナを安定的に供給していた事実につながってくる。冬フナの確実な捕獲技術が琵琶湖では小糸網以外に存在しえない以上、この事實は小糸網が鎌倉初期の堅田にすでに存在していたことを示す有力な根拠となりえるのではないだろうか。前掲図1でみたように九月から二月までのフナの漁獲はきわめて少ないことから、冬期のフナには高い価値が認められていたはずである。これを確実に捕獲しえた堅田の漁撈民たちの位置づけもまた高かつたであろうことが推測される。

なお、小糸網でフナを捕獲することができたのは、冬期だけに限らなかつたことにも注意しておきたい。小糸網の沖取りの利点は、春の産卵期においても十分に發揮される。たとえば冬期には水深四〇mの底層、すなわち北湖で生活しているニゴロブナも、初春になると多くの個体が浅い南湖へ産卵回遊してくるため、南湖の入口たる堅田の沖合に小糸網を仕掛ければ、接岸前の大群を他村に先駆けて捕獲することができる。つまり琵琶湖で唯一小糸網の技術を有した堅田は、冬

期にも春期にも他村の及ばない沖合水域で漁を行いえたのであり、「堅田鮒」にみるごとく琵琶湖のフナ漁における堅田の圧倒的な地位は、この小糸網の技術に裏打ちされていたことになる。したがって堅田は沖取りすなわち漁撈可能水深という点では、中世以来一貫して他村を凌駕していたことに注意が必要である。

- ① 一章注③羽原「日本漁業経済史」。一章注①網野論文。
- ② 「賀茂社諸国神戸記」建久五年十月九日、賀茂社政所下文写。なお以下の「賀茂社諸国神戸記」（賀茂御祖皇大神宮諸国神戸記）の引用については、本稿では一章注⑩の橋本による翻刻・校訂に従った。
- ③ 時代は下るが、永禄五年（一五六二）の鴨社への貢上においても、「小鮒のすし」が納められている例を見ることができる（「居初家文書」）。
- ④ 一章注⑥網野「びわ湖をめぐる堅田のうつりかわり」。
- ⑤ 横倉謙治「湖賊の中世都市 近江国堅田」誠文堂、一九八八。
- ⑥ 「新校群書類従」巻第四七四所収。鮎川御厨の遺称地である鮎川村の現在の読みは「はいかわ」である。
- ⑦ 京都・滋賀ではオイカワの雌あるいは婚姻色が出る前の雄をハエ・ハイ・ハヨと呼ぶ。琵琶湖岸では冬の寒ハエを塩焼きやなれ鮎にする（滋賀の食文化研究会編『湖魚と近江のくらし』サンライズ出版、二〇〇三、五三頁）。全長は一三cmほどと小さいため、「喉」よりも「斗」として計量されても不自然ではない。なお鮎川御厨は官中にアユを貢進していたが、オイカワは生態学的には河川下流域の指標魚で、アユと生息地を同じくする魚である。アユの取れない冬期、これら小型のコイ科魚類の価値は今日よりも高かったと考えられる。
- ⑧ 「いにしへはいともかしこしかた、ふな つ、みやきなる中の玉章」藤原家良（十市皇女が大海人皇子への密書をフナの腹に隠して届けたとの伝承にちなむ）。なお中世の「堅田鮒」に関する記述として他に、
 - ⑨ 享徳元年・二年（一四五二・一四五三）の「初瀬千句」に「みなそこにありへむことや かたたふな」がある（日文研連歌データベース）による。また御伽草子にも「近江国に堅田浦より鮒といふ魚を都にて売りに」として上述の和歌を引く「猿源氏草紙」がみえる。
 - ⑩ 一章注⑨。
 - ⑪ 佐野静代「近世・近代史料による琵琶湖のエリ発達史の再検討」国立歴史民俗博物館研究報告一六二、二〇一一、一四一―一六三頁。
 - ⑫ 滋賀県水産試験場「琵琶湖水産増殖事業成績報告 第一巻」滋賀県水産試験場、一九二三に収録された「通年漁獲状況」データに基づき作成。なお、大正初期に深水域のビワマス用開発された長小糸網が、その後フナの沖取り用としても普及していくため、ここではそれ以前の漁獲量データを用いることとした。
 - ⑬ 滋賀民俗学会「野洲川下流域の民俗」滋賀民俗学会、一九七四。前掲注⑦「湖魚と近江のくらし」。
 - ⑭ 三浦泰蔵「琵琶湖の魚類」（琵琶湖国定公園学術調査団「琵琶湖国定公園学術調査報告書」琵琶湖国定公園学術調査団、一九七二）三二―三三〇頁。
 - ⑮ 一章注④。詳細については本章以下で後述する。
 - ⑯ 一章注①網野論文がすでに指摘するように、「賀茂社諸国神戸記」建久六年五月日、堅田浦供御人等解状写には、貢納用のフナに一定以上の寸法ものが求められたことが記されている。
 - ⑰ 一章注⑨。

- ①⑦ 「西之切神田神社文書」正保四年十二月、膳所城主ガ堅田の鳥獵ヲ妨ケタルコトニ対スル訴狀（一章注②）『江州堅田漁業史料』二三三三号、以下堅田関係文書の引用は、同書の文書番号による。
- ①⑧ 盛本昌広「贈答と宴会の中世」吉川弘文館、二〇〇八。
- ①⑨ 「釣瓶師組（小番城）共有文書」元禄三年十一月十六日、運上ハ従来ノ初鮎献上ノ員数ノ通り割付ケ上納スベシトノ西ノ切、東獵師ノ取替セ札（一章注②）『江州堅田漁業史料』三七七号。
- ②① 滋賀県水産試験場所蔵「近江水産図譜 漁具之部」における説明。この史料は第三回内国勸業博覧会への出品物とみられ、明治三年の編纂と推定される。
- ②② 滋賀県内務部「滋賀県漁具の説明と漁業手続」滋賀県内務部、一九三四。
- ②③ ゲンゴロウブナの冬期の生息地は、沖合の表・中層である。なお、冬期のニゴロブナについては、さらに深い水深四〇m程度の水域に生息するため、小糸網でも捕獲は困難である。前掲注①③三浦による。
- ②④ 四章で後述するように、小糸網よりもさらに深い水域で操業可能な漁法として延縄漁があるが、ミミスなどの餌釣りによるこの漁法では、プランクトンを食餌とするブナは漁獲できなかったことに注意が必要である。
- ②⑤ 冬期のブナでも一部は、偶発的に地引網などで混獲される場合もあったかもしれないが、その数量はわずかであり、小糸網での捕獲量に及ぶものではなかったと考えられる。
- ②⑥ 一章注④五〇〇―五〇一頁。
- ②⑦ 一章注④四七八―四七九頁。
- ②⑧ 一章注④四七七頁。
- 【中世集落の空間構造——惣的結合と住居集合の歴史の展開】生活史

研究所、一九九二、同「琵琶湖岸の伝統都市における都市景観の変遷」（伊藤毅・吉田伸之編『水辺と都市 別冊都市史研究』山川出版社、二〇〇五）一二七―一三九頁があり、また美術史の分野では、玉蟲敏子「大徳寺瑞峯院『堅田間』襖絵の研究」國華二〇〇六、一九九六、九―二六頁があげられる。

- ②⑨ 「西之切中島源四郎家文書」年末詳、漁具ニツキ説明口上書（一章注②）『江州堅田漁業史料』四二〇号。
- ③① 本図と同時代に描かれたとみられる滋賀県立近代美術館蔵「近江名所図」にも、堅田の部分に同様の網が描かれていることに留意したい。当時、小糸網とは堅田のみが持つ漁法だったことから、その網干しの風景もまた堅田を特徴づける景観として、堅田の代名詞となっていたのではない。近世初頭の「毛吹草」に「堅田小糸鮎」の語のあることは、このような事情を反映したものであろう。
- ③② 『年中恒例記』正月十一日（『続群書類従』第三卷下所収）。前掲注①⑧。
- ③③ 「釣瓶師組（小番城）共有文書」永正一七年十一月十日、沖洲蘆ノ代官職ニ関スル一札（一章注②）『江州堅田漁業史料』三三三号。なお堅田はこれをさかのぼる嘉禄三年（一二二七）年にも、その地頭職が近江守護佐々木信綱に与えられたことがある（『吾妻鏡』嘉禄三年九月廿二日条）。
- ③④ 「西之切神田神社文書」延宝四年十月十九日、西之切ノ大網引場東かけ二閑スル出来島村トノ出入口上書（一章注②）『江州堅田漁業史料』二三八号。
- ③⑤ 石母田正「日本の古代国家」岩波書店、一九七一。網野善彦「日本の百姓と職能民」平凡社、一九九八（初出は一九八七年）。前掲注①⑧。
- ③⑥ 倉田亨・飯高勇之助・庄谷邦夫ほか「漁業班中間報告」（近畿地方

三 中世音羽庄と堅田との相論

1 高島郡での漁場相論

前章までのように、堅田のフナ漁における小糸網の重要性に目を向けるとき、中世堅田の漁撈活動について他にも多く
 のことがみえてくる。その一つは「賀茂社諸国神戸記」所載の一二世紀の堅田供祭人と高島郡の音羽庄住人との網地相論
 である。この相論についてはすでに網野と橋本の考察があり、堅田漁撈民の優位性を説く網野に対して、橋本は両者の
 「対等な相論」とする見解を出している^②。そこで筆者は、この相論の意味を漁場の地形条件と漁撈技術の照合から読み解
 いてみたい。ここでは、この相論が秋期の「紅葉鮒」の漁場に関わるものであった可能性が浮かび上がってくるのである。
 建久七年（一一九六）二月の堅田供祭人らの陳状によれば、当相論は高島郡の「庭地・片地両網地」をめぐって起こっ
 ている。この網地は、「往古鴨社納地也、依之海堺榊計也」であったが、これを音羽庄側では「庄民網地也」と主張して
 「盗曳」を行った。そこで堅田側が報復に「少船」で押し寄せ、音羽庄民の「五位榊網地」の網を夜中に切るといふ挙に
 出た。これを音羽庄側は「殺害を好み、悪事を結構」し、網を盗み取ったとして訴えている。しかし堅田側はそれを虚言
 であるとして、むしろ音羽庄住人らが堅田側の「片網」を解き去ったせいと、六箇日貢祭の欠如が起ったことを主張し
 ている。この音羽庄による「盗曳」の月日については不明であるが、「賀茂社諸国神戸記」中にはもう一通この相論にか
 かわるとみられる年未詳の書状がある。それは「さきにも申うして候かたあち（片網地・筆者注）の事」として、下賀茂社
 から沙汰がないならば貢祭を供えないとの堅田側の主張を伝えており、その日付は十二月二〇日となっている。

ここで注目すべきは、上記建久七年陳状中の「音羽御庄住人等彼片網解去故」という表現である。音羽庄側の漁法につ

いては、「盗曳」といわれていることから地引網であった可能性が高いが、「除去」られたという堅田の「片網」は、地引網のように二〇〜三〇人がその場にとどまって操業する大規模な網ではなく、二人乗りの小舟で湖中に漕ぎ出し、設置後は湖中に長時間放置される小糸網だったのでないだろうか。^⑥その可能性について、以下に検討してみたい。

2 「紅葉鮒」の漁場と湖棚地形

相論の相手となった高島郡の音羽庄については、その四至が伝わっており、「高野山文書」に「東限海、南限志賀境、西限下立嶺、北限高嶋勝野浜勝須阡陌」^⑦とある。このおおよその位置を模式的に示すと、図4のように古代の勝野津を中心とした一帯、すなわち近世の大溝城下付近となる。

この近くに中世堅田の「庭地」・「片地」の二つの漁場が存在したと推定されるが、じつは勝野付近とは、近世には広く知られた秋のフナの漁場で、しかもきわめて稀少とされた「紅葉鮒」の漁場であった。紅葉鮒とは、近世近江の地誌類(表1)によれば秋期の美味なフナで、その呼称の由来は、秋に体色や肉が紅葉色に色づくため、あるいは高島郡紅葉ヶ浦にて捕獲されるためであったという。

この紅葉鮒とは、琵琶湖に生息するフナ三種のうち、ゲンゴロウブナを指すものと推定される。^⑧ただし、この秋期のゲンゴロウブナを捕獲できる場所は限られていたことに注意が必要である。近世の地誌類では、その場所を舟木大溝(表1のA・B)、紅葉が浦(同C)、鴨川崎・称不浜・新川浜・勝野浦(同H)などとしているが、それらはいずれも前掲の勝野付近の地名である。この付近ではH文献にあるように、「秋後の大網」すなわち地引網で捕獲できたという記述のあることも注目される。秋冬には沖合の深い水域で過ごすはずのゲンゴロウブナが、当地では湖岸からの地引網でも捕獲できたのはいかなる理由によるものであろうか。本稿では、この勝野一帯の地形について検討してみたい。

図4には高島郡の勝野―舟木間の湖底の水深を示している。この図で明らかのように、勝野から北東の舟木との間には

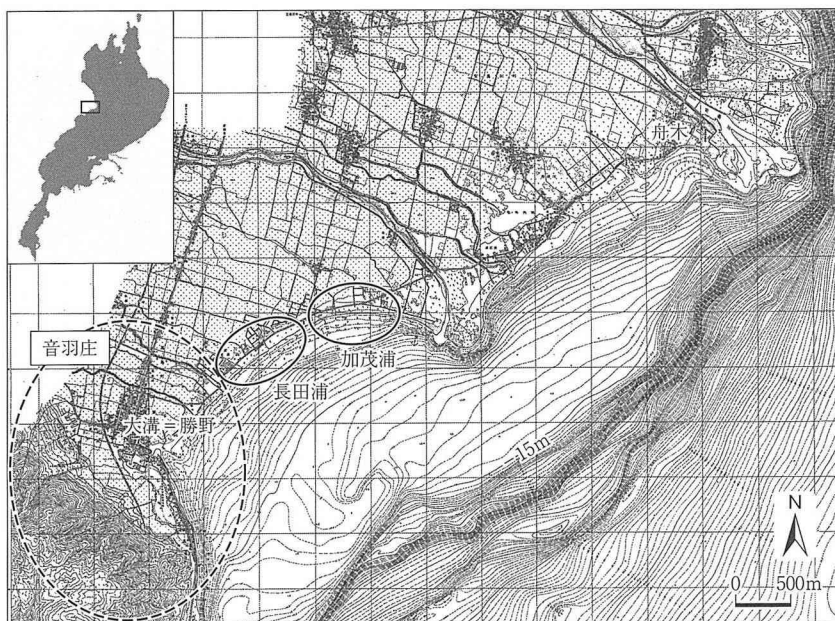


図4 音羽庄周辺の湖底地形と水深

昭和37年国土地理院「湖沼図」に一部加筆。

水深一五m付近まで浅い棚状の平地が広がっており、顕著な湖棚地形が認められる。断層湖である琵琶湖の西岸では断層に沿った急深の湖岸が多いが、ここでは緩傾斜の湖底が二km以上の幅をもって広がっている。この一五m以浅のなだらかな水域ならば、地引網の操業も可能である。つまりこの湖棚地形が存在することによって、本来ならより深い水域に生息するはずの秋のゲンゴロウブナを、地引網という浅水域の漁法しか持たなかった村々でも、一部捕獲できたと考えられる。

近世の堅田も、秋には紅葉鮒を捕獲し、将軍家へ貢上していたことは前章で述べた通りであるが、その堅田の近世の漁場が同じくこの勝野付近に比定されることに注目したい。「西之切神田神社文書」では延宝四年（一六七七）段階には、「秋網之時節に此浦（堅田地先の漁場…筆者注）にも紅葉鮒少宛とれ申御事に御座候、然共大分引上げ申たる例も無御座候に付、御公用之紅葉鮒指上げ申候節毎年大溝へ罷下り……^⑩」とあり、将軍家への献上用には毎年大溝ま

表1 近世近江の地誌類にみる紅葉鮒の漁場

文献名	刊行年	記事内容
A. 毛吹草	1645	巻第四「舟木大溝紅葉鮒 同骨抜鮒」、巻第二誹諧四季之詞「九月紅葉鮒」、巻第六「江州舟木にまかりし時 此度はぬたに取りあへよ紅葉鮒」
B. 淡海録	1692	舟木大溝紅葉鮒
C. 近江輿地志略	1775	紅葉鮒といひ秋に至って捕るものあり、此紅葉鮒は高島郡紅葉が浦にてとる所となり。此紅葉浦に古昔大楓樹ありて紅葉湖水に浮かべるを食する鮒故に此名ありといへり。然れども何れの處にても秋月捕ところの鮒を紅葉鮒といふ。蓋秋日其肉色赤し故に称するともいへり。
D. 重修本草綱目啓蒙	1803	モミジブナハ秋冬ノ時竹生島大浦辺ニテトル、マブナヨリ微小、一尺ニ過ギズ、色紅ヲ帯ル故名ク、又秋トル故名ク、彦根ニテハ春夏ハマブナト云、秋冬ハモミジブナト云。
E. 湖魚考	1806	真鮒の秋とるを紅葉といふ。真鮒の秋の名なるべし。大きさまぶなの如し。八月のころより九月末の頃にあり。其頃沖に群遊する事もあり。大網にて是を取。(中略) 是を源五郎鮒ともいふ。春夏はなし。この魚湖中のみにして入江にはまれ也。(中略) 或云堅田の漁人に源五郎といふもの有。よく秋の紅葉鮒を取事を得て多く市にいだせり。是より源五郎の名高しといひ伝ふ也。
F. 湖中産物図証	1814	モミジ鮒上秋ヨリ出ル(中略) 漁者ノ手ニ入テ後其血鱗ノ次間ハ溢レ出見レハ紅色斑雜して美ハシ(中略) 寒中ニ至リテ更ニ佳ナリトス
G. 近江名所図会	1814	紅葉鮒朽木
H. 鴻溝録	1826	紅葉鮒 年々八・九・十の間に、鴨川崎・称不浜・新川浜・勝野浦にて北風の日之を捕る。(中略) 秋後の大網に捕れる目方五百十五匁のものを最とす。
I. 湖漁譜	1858	紅葉鮒湖北に産する(中略) 沖嶋辺に多く出て湖南には産せず

で漁に出向いていたことが記されている。さらに延宝六年(一六七九)には、「御公用之網引場と申候は惣て當浦のみならず、高島郡大溝浦分部隼人様御領地に二ヶ所私共往古より支配地御座候……」^①とあり、その二ヶ所とは、「大溝領上様御用之網場 長田浦(欄ぶの木) 加茂浦(川口) 二ヶ所」であった^②。つまり近世の堅田(当時は大津代官領)は、他領大溝藩領の中に漁場を持っており、具体的にはそれは「長田浦」と「加茂浦」との二ヶ所であったことになる。「長田浦」とは勝野に接する近世の永田村の湖岸部であり、また「加茂浦」はその隣村鴨村を流れる鴨川の河口付近と推定される。このうち永田村の地先こそは、地元で「紅葉が浦」と呼ばれる場所であり、すなわち紅葉鮒の最良の漁場だったのである。これら「長田浦」と「加茂浦」のおおよその位置について図4に示す。永田村につ

いては中世音羽庄のうちとする説と庄域外とする説が並立しているが、いずれにしても音羽庄と近接する位置といえる。したがってこの近世堅田の二漁場こそは、中世音羽庄との相論対象となった鴨社の網地「庭地・片地」に相当するものではないだろうか（「加茂浦」の名称も注目される）。つまり、かつての鴨社供祭のための漁場が、近世には將軍家への献上紅葉鮎の漁場として継承されていることになる。建久年間と延宝ではおよそ四八〇年の開きがあるが、しかし地形や湖流等の自然条件が大きく変化しない限りは、魚類の生態と生息地は変わらないはずである。勝野から舟木一帯の湖棚地形に基づくフナ漁場としての優良性は、中近世を通じて継続したものと考えられる。

近世だけでなくすでに一二世紀段階において、堅田は遠方の地に最良の網地を確保していた。その背景にはやはり他村を凌駕する漁撈技術、すなわち小糸網の存在が考えられるのではないか。近世の「長田浦」と「加茂浦」は、「御公用之網引場」との表記によれば地引網漁場とみられるが、しかし伊賀の指摘するように、地引網漁場は小糸網にも適した場所であり、両者は同じ獲物をめぐって競合する関係にあった。したがって堅田のこの二漁場でも、地引網以上に小糸網が行使されていた可能性がある。音羽庄住人らによって「解去」られた堅田の網とは、大人数によって曳かれる地引網ではなく、湖中に一晚設置される小糸網の方であったと推定されよう。

勝野―舟木間の湖棚地形の場合、水深と網の規模から考えて、地引網の使用は湖岸から約一・五km以内の水域に限られる。しかし小糸網ならば、二km以上沖の水深二五m付近でも設置が可能である。このような沖合でフナを先取りできる小糸網は、湖岸の村々に漁獲圧を及ぼし、相論を引き起こす存在であったことが近世にも多々記録されている。たしかに橋本が強調するように、中世に音羽庄のような漁撈特権を持たない一般住民も自身の網地を保持していたことは重要であろう。しかしその沖合では堅田が小糸網によってフナを先取りしていたことになり、むしろこの行為自体が音羽庄側の反発を招いた可能性が高い。

以上の推定に基づくならば、一二世紀の音羽庄と堅田の相論とは、橋本のいうように真に双方の「対等」な相論だった

のか疑問が出てくる。すなわち、音羽庄の地引網ニ一般莊民による浅水域の漁法と、堅田漁撈民の小糸網という深水域の漁法では、漁撈可能水深の観点からは決して「対等」とはいえず、沖取りができた堅田の漁獲上の優位性は明白なのである。小糸網が鎌倉初期から存在していたとみられることを勘案すれば、この堅田の優位性も中世前期にさかのぼることに
なり、橋本の指摘する「脆弱な中世前期の堅田漁撈」とは異なる姿がみえてくるように思われる。

① 一章注①網野論文。

② 一章注②。

③ 「賀茂社諸国神戸記」建久七年二月日、鴨社供祭人堅田浦神人等陳状写。

④ 「賀茂社諸国神戸記」年末詳十二月二十日、下司光貞書状写。橋本（一章注⑨）はこれを前掲注①陳状の前年、建久六年のものと推定している。

⑤ 当地を訪れた紫式部によっても、「三尾の海に網引く民のいとまなく、たちろにつけて都恋しも」（『紫式部集』）として付近での地引網操業の様子が詠まれている（次節で詳述するように、この音羽庄付近は勝野と呼ばれ、また『万葉集』に「高嶋の三尾の勝野の……」とあるように三尾とも呼称されていた）。

⑥ この相論における堅田側の網が刺網（ニ小糸網）であった可能性については、橋本も一章注⑨において指摘しているが、これは二〇〇七年科研集会での氏の口頭発表時に、筆者が提起した点であることを付記しておく（小糸網が堅田の網漁を特徴づける漁法であったことは、一章注⑩拙稿でもすでに指摘した）。なお氏は一章注⑨論文で、音羽庄側の「五位椿網地」も「夜中に設けられていたことから刺網漁であった可能性が高い」としているが、琵琶湖岸では地引網も夜中に操業される例が多くあるため、夜間であることをもって刺網漁と断定することはできない。琵琶湖の刺網は近世初期までは堅田のみが持つてい

た技術であったことも前述した通りである。

⑦ 「高野山文書」長久三年十二月二十日、寂楽寺宝藏物紛失伏案（『平安遺文』補一六六号）。

⑧ 文献DとEに、春夏の「マブナ」を秋冬にはモミジブナと呼んだ、との記述があるのが手がかりとなる。同じくこれら近世の地誌類によれば「マブナ」とはゲンゴロウブナのことを指し（県下では今日でもゲンゴロウブナをマブナと呼ぶ地域が多い）、紅葉鮒を精密に写生した明治初期の『近江水産図譜』によっても、その体高の高さからニゴロブナではなくゲンゴロウブナと判断してよいと思われる。

⑨ 他に竹生島大浦の辺り（D）、または湖北と沖嶋辺り（I）とする文献もみられる。いずれも堅田からは離れた北湖である。なお文献Gの朽木については、山中の河川沿いであるため誤りであろうと考えられる。

⑩ 二章注⑭。

⑪ 「西之切神田神社文書」延宝六年二月、西之切御公用網引場ニ就キ訴状（一章注②）『江州堅田漁業史料』二四二号）。

⑫ 「西之切神田神社文書」延宝五年十一月、江州諸浦東西大網引場上中下覚（一章注②）『江州堅田漁業史料』二三九号）。

⑬ 膳所藩の命により実地調査に基づいて編纂された、寒川辰清『近江輿地志略』（享保一九年成立）による。

⑭ この地域には「三ツ矢千軒」と呼ばれる水没村伝承があり、寛文二

年（一六六二）の地震に伴う液状化あるいは地すべりによって、三ツ矢集落地先の砂州の一部が沈下したと推定する説が出されている（林博道・釜井俊孝・原口強「地震で沈んだ湖底の村」サンライズ出版、二〇一〇）。この地震の影響があった場合でも、上記の湖棚地形の基礎構造自体については大きな変化はないものと考ええる。

⑮ 当地に近い高島郡三尾崎の白鬚明神を舞台とした能「白鬚」の間狂言「勸進聖」において、湖の水神の使いとして「大鮓」が現れることに注目したい。鮓は「それ我が朝に美物の数は多けれど、中に異なる近江鮓の、膾の味こそ勝れたれ」と舞い、明神に寄進をした道者たちの舟の綱を口にくわえて、「堅田の浦」に引き着けて京に上らせる筋書きとなっている（詞章は野々村戒三・安藤常次郎編「狂言集成」春

陽堂、一九三二による）。中世における当地のフナ漁場としての位置づけを示唆するようで興味深い。

⑯ 前掲注⑪。

⑰ 一章注④四八五頁。

⑱ 戦前における琵琶湖のコイ・フナ用大地引網の大きさは、約一八二〇mである（二章注⑫による）。

⑲ 一章注②「江州堅田漁業史料」。一章注④。

⑳ 橋本道範「中世における琵琶湖漁撈の実態とその歴史的意義——湖辺エコトーン」の漁撈を中心に」月刊地球二三一六、二〇〇一、四一三

一四一八頁。一章注⑨。

四 中世菅浦と堅田との漁業相論

1 菅浦「浦前」での網漁

前章までの分析によって、中世堅田の漁撈の特質を理解するには、漁場の水深とそれに対応しうる漁撈技術の存在が鍵となることがわかった。そこで本章では中世堅田の関わった別の相論事例について分析し、中世の琵琶湖漁撈における堅田の位置づけをさらに解明したい。

分析の対象となるのは、中世惣村として著名な菅浦との相論である。「高倉院御宇」の成立と主張する菅浦供御人は、一三世紀以降蔵人所・内蔵寮供御人としての活躍が確認されるが、堅田との間で幾度か漁業相論を起こしている。年代の判明する最も古い事例は建武二年（二三三五）八月のもので、「菅浦庄供御人等供御役誓約状」^②によれば、菅浦供御人らはもっぱら湖上の漁をして渡世のところ、「堅田浦漁人等ややともすれば違乱をいたすの間、彼の煩を断絶のため」、その身

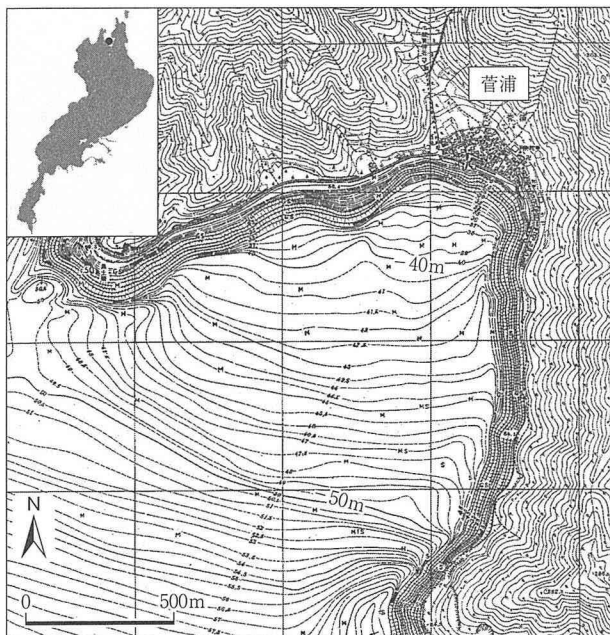


図5 菅浦集落付近の水深

昭和37年国土地理院「湖沼図」に一部加筆。

を供御人と号して、鯉三〇喉をはじめ、麦・枇杷・大豆を毎年貢進することを誓約している。したがって堅田は建武二年以前から、菅浦の漁場に出没し、漁を脅かしていることがわかる。堅田の違乱はその後も続き、応永四年（一三九七）にも菅浦との間で「海上相論」のうえ、「すなどりのししはうし（四至榜示）」が定められている。^③

これら「堅田浦漁人等」の「違乱」の内容、すなわち堅田側の漁撈の実態について具体的に記すのは、年不明の菅浦書状等五通である（「菅浦文書」三九二号～三九六号）。

この相論の内容を要約すると、往古より「此浦十八丁之内」は堅田方の網を打たせぬ所だったにもかかわらず、「去月より夜々ニあみを打候間」、若者等が無念に思っていたところ、今月七日ついに「日中ニ於浦前」で網を打つたため、若者らが走り出て「あみ三八」を奪った。その折の狼藉により「堅田の物どもあまたにんしやうせられ、舟をうちやふられ」ため、堅田の武力報復を恐れた菅浦では、京極被官安養寺氏や日吉祀官樹下氏など各方面に協力を要請した。その依頼文がこれらの書状である。

当事件の起こったのは三・四月頃と推定されるが、^④堅田が菅浦の「浦前」で打ったという「あみ」を理解するには、まずは菅浦付近の自然条件と湖底地形について分析しておく必要がある。菅浦の周辺は沈

降性の湖岸であり、急崖が湖に落ち込む地形となっている。そのため急深の湖岸が続いており、図5にみるように集落前水深は、岸から100m以内でも30mという深さに達している。このような水域すなわち「浦前」にて、堅田は夜な夜な「あみを打」っていたわけであるが、それは浅い水域でしか使えない投網や地引網ではありえない。この深さでも使用可能な網とは、前章までの考察にみるごとく小糸網以外には考えにくい。

菅浦は違乱の証拠として堅田の「あみ三ハ」を奪っているが、地引網とは異なり小型で長時間湖中に放置される小糸網は、相論相手の村落に奪い取られる場合が多々あったことが近世の事例から知られる。事件のあった三・四月頃の「小糸網」とは、産卵期に接岸してくるコイ・フナ⑤の漁期に合致している。菅浦住民自身は、おそらく筌えなどの原始的な待ち受け漁具によって、これら接岸魚群を湾奥の水田近くで捕獲していたと考えられるが、一方で堅田漁民たちは、小糸網を使って、これらをより沖側において抱卵状態のまま先取りしようとしたものと推定される。

上記の文書は年紀を欠くものの、この事件の起こった年代について田中克行は、他の文書群との関係から応永五・六年頃と推定している。⑥一四世紀末の堅田は、琵琶湖最北の菅浦地先まで手を伸ばしていたことになるが、堅田の「違乱」はこれよりも前の時代、建武二年以前から発生していたことを勘案すれば、堅田による琵琶湖北部への漁場拡大の動きは、鎌倉期にもさかのぼることが理解されよう。

2 延縄漁と水深

加えて問題となるのは、堅田が一四世紀の琵琶湖北部で、小糸網よりさらに深い水域でも操業できる漁撈技術を持っていた可能性である。ここで前節でも触れた応永四年（二三九七）の「すなどりのししはうし（四至榜示）」の契約状⑦について詳しく取り上げたい。

【史料1】

〔端裏書〕
「かた、の証文之状」

近江国堅田与菅浦海上相論事、

右契約之趣者、海津之地頭所之御媒介仰申、潮上〔潮〕のすな〔漁〕とりのし〔四至榜示〕はうし〔四至榜示〕を定申処如此、然塩津口西東并大崎同・海津前不可子細者

也、就中小野江・片山ほうちやう被直差候条、殊更以喜悦候、然間此上者海上すなとり〔至〕にて、聊雖為、子々孫々違乱妨成申、更々

不可有者也、仍為後年証拠明鏡四時〔至〕はうし状如件、

今堅田 道賢（花押）

西浦 妙願（花押） 次郎左衛門（花押）

惣領 道寂（花押） 道信（花押）

道満（花押） 道観（花押）

道忍（花押）

応永四年十一月廿四日

この書状の末尾には堅田側の署名があるが、署名の前につけられた堅田内部の地域名称には「今堅田」「西浦」「惣領」の三つがあり、前述のようにそれぞれ近世の「今堅田」・「西ノ切」・「宮ノ切」の原型を指すものとされている。このうち「宮ノ切」は漁撈には従事せず、堅田四方の「惣領」として事の処理にあたったと推定されていることから、菅浦の漁場に侵入したのは、「今堅田」と「西浦」の漁撈民だったことになる。「西浦」すなわち「西ノ切」は小糸網を擁した集団であり、前節での小糸網による漁場違乱の可能性を裏付けるものといえるが、注目すべきは、この段階ですでに「今堅田」も「すなどり」を行う漁撈集団として確立していたことである。

今堅田は、近世には「釣獵師」と呼ばれたように、「流し釣」すなわち延縄漁を主力とした集団であった。網野は、建仁元年（一二〇二）の薬師寺領豊浦荘内浦での「漁釣」に関する鴨社と日吉社司の訴えを堅田の釣漁に関わるものとみて、

釣獵師がすでに中世前期には成立していたことを推定している^⑩。ただし、この一三世紀の「漁釣」が、近世の延縄漁と同一の漁法であったことを確かめるすべはなく、堅田の「流し釣」が確実に中世前期まで遡ることを実証するのは困難である。本稿ではこのような限界を認識しつつも、網野の説に従って釣獵師の成立を中世前期と考えておきたい。この推定が正しいならば、「今堅田」の漁撈民たちは、一四世紀段階には菅浦付近でも延縄漁を行っていた可能性が提起される。そこで、以下に中世における堅田の延縄漁の可能性について検討してみたい。

琵琶湖の延縄漁は、近世まで「今堅田」のみが保持していた技術であった。近世および近代の史料によって釣獵師の技術を概観すると、延縄とは一本の親縄に多数の枝糸をつけ、その先端に釣り針をとりつけたもので、親糸の長さは約3km、釣り針の数は二百〜千本に及ぶ^⑪。この親糸をさらに四本つなげて、合計10km以上の長さの糸を湖中に沈める、広大な水面を必要とした漁であった。この漁法の最大の特徴は、小糸網よりもさらに深い水域での操業が可能なことである。ウナギやナマズ、コイを対象とする延縄は水深30mまでの水域で行われ、さらに十月から三月のビワマス漁は、水深60m内外という深い水域で行われる^⑫。したがって延縄漁は、広大かつ水深のある北湖を主な漁場とするものであった^⑬。

本稿で注目したいのは、琵琶湖の北湖とは固有種たるビワマスとイワトコナマズの主な生息地であり、特に前近代にこれら二種を味覚のよい晩秋〜冬期に捕獲できたのは、竹生島から菅浦沖を漁場とした堅田の延縄漁のみに限られたという事実である^⑭。したがって菅浦の沖合域とは、延縄漁にとっては琵琶湖中で最良ともいえる漁場であったことがわかる。近世・近代の「今堅田」の釣獵師たちは、舟に寝泊まりしながらこの遠い漁場まで往来しており、月に一度しか堅田に帰らない湖上生活を送っていたという^⑮。応永四年（一三九七）の史料1に「西浦」と並んで「今堅田」の署名のあることは、釣獵師たちのこのような生業形態が、すでに一四世紀段階に成立していたことを推測させる。

「今堅田」の延縄漁についてさらに考慮せねばならないのは、彼らの漁獲対象魚種のうちにコイが含まれていたことである。釣猟師たちは一年を通じて延縄漁を行い、季節ごとの魚種を捕獲していたが、コイは秋期九月・十月の主要漁獲物として欠かせないものであった^⑦。この秋期のコイが、内蔵寮供御人としての菅浦の貢納物と重なっていたことに注目したい。前述のように建武二年（一三三五）の菅浦の貢納物には、麦・枇杷・大豆等に加え、鯉三〇喉がみられ、菅浦自身の漁獲物の中心がコイにあったことが知られるのである。

中世菅浦の漁撈活動について詳しい記録は伝存しないが、しかし菅浦文書中にはその手がかりとなる文言が残されている^⑧。永仁五年十二月十一日に塩津地頭熊谷氏が菅浦に乱入し「令濫妨漁」した事件について、裁許を下した六波羅探題御教書では、これを「蔵人所近江国菅浦供御人等申鈎事」と記している^⑨。よって、すでに蔵持重裕が指摘しているように、菅浦の漁法は冬の釣であったことが知られる。ただし、今日菅浦で行われている延縄漁は大正末期に堅田より伝授されたものであり、近世以前にさかのぼるものではない^⑩。筆者の聞き取り調査では、菅浦には延縄とは全く異なる素朴なコイの岸釣りが伝わっており、八月中旬以降十一月までの間、湖岸より五〇m以内の水域で簡単な仕掛けで獲るものであったという^⑪。このように元来菅浦の持つ漁撈技術は沿岸での原初的な漁法にとどまるものではあったが、沈降地形によって湖岸近くでも一定の水深があったために、秋冬期には深みにいるはずのコイを釣ることが可能だったのである^⑫。

したがって中世菅浦の漁撈活動は、他地域と同様に春の産卵接岸群を狙うコイ・フナの漁と、さらに秋冬期の岸からのコイ釣りが主であったと考えられる。これらはいずれも漁撈対象の点で堅田と競合することに注意したい。春のコイ・フナは「西ノ切」の小糸網漁と、また秋冬のコイ釣りは「今堅田」の延縄漁とバッティングしている。これらはいずれも沖合で堅田に先取りされてしまえば、菅浦がその漁獲圧を受ける可能性が高かったと考えられる。

口」と呼ばれる場所が存在していることがわかった。それは図6の葛籠尾崎の東側で、塩津湾の途中のA—Bを結んだラインである。このうちB地点には、舟楫の神として湖上の漁師達の信仰を集めた有漏神社が位置しており、その鳥居は航行上のランドマークとなっていたという^{②4}。有漏神社は堅田の漁民にも信仰されており、^{②5}詳細な考証は別稿にゆずるものの、

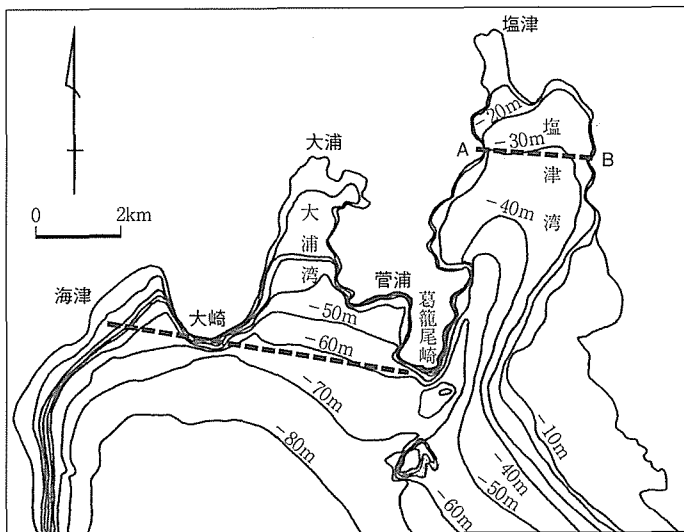


図6 菅浦と堅田との「すなどりのししはうし（四至榜示）」

そこでこれを排除するためにとられた方策が、先掲の建武二年（一三三五）の「菅浦庄供御人等供御役誓約状」であったと推定される。「堅田浦漁人等ややともすれば違乱をいたすの間、彼の煩を断絶のため」、貢進と引き替えに供御人として保証を受けることを望んだのであり、すなわちこの時期すでに、菅浦側としても放置できないほど堅田の湖北での漁撈活動は本格化していたことになる。それと同時に重要なことは、菅浦の住民達が内蔵寮供御人となることによって、鴨社御厨供祭人たる堅田と「対等」に対峙しようとしたことである。

その意思は前掲の史料1、応永四年（一三九七）「すなどりのししはうし」から明確に読み取れるように思われる。文中では、菅浦と堅田の四至榜示を「塩津口東西并大崎同海津前」と表記している。「大崎」と「海津前」の示す地点は明確であるが、問題となるのは「塩津口東西」であろう。従来の研究ではその詳細な位置について論じられることはなかったが、今回筆者が地元で聞き取り調査したところ、今日なお漁師達の間で「塩津

筆者はこのA—Bのラインを中世の「塩津口東西」に当たるものと比定したい。このような仮定のもとで堅田と菅浦との「すなどりのししはうし」を復原すると、図6の点線で示した範囲となる。

この図について指摘できることは、菅浦と堅田との漁場境界は、葛籠尾崎より東側の塩津湾においては水深三〇mのラインと一致し、また西側の菅浦前面から大浦湾側にかけては、水深六〇mと重なっているという事実である。この水深は漁撈技術上大きな意味を持っている。

まず塩津湾側の水深三〇mを境界とする線引きについては、湾奥の沿岸漁への配慮がなされたとみられる。しかしこれ以南の水域では小糸網あるいは延縄漁も可能なため、堅田側にとっても一定の漁場確保の意味があったと推定される。一方、菅浦の前面にあたる大浦湾側に関しては、境界となった六〇mとは延縄漁にとっても限界の水深であり、これより深い水域については堅田といえども利用することはできない。したがって、六〇m以浅の水域から堅田を閉め出すこととは、沖合域も含めた菅浦の漁場全体から、堅田を完全に排除することを意味している。

従来の研究では、上の四至決定の意義について、堅田側が菅浦を地先の漁場に封じこめることに成功した、あるいは逆に堅田の湖上特権が制限されたものとの解釈が対立してきた。水深と漁撈技術の分析からは、筆者の見解は後者に近く、特に葛籠尾崎以西の菅浦前面の漁場については、堅田を完全に閉め出していることから菅浦による漁場独占の確立という意義が見いだせる。つまり中世の菅浦は、自己の直面する水域から沖合も含めて堅田を排除しえた点で、前章の音羽庄民とは大きく異なっていることを指摘できる。それは、一般荘園とは異なる内蔵寮供御人という属性によって実現されたものではなかったか。

① 建武二正月、菅浦供御人等申状案、「菅浦文書」二八六号（以下、

菅浦文書の引用は、滋賀大学経済学部史料館編『菅浦文書 上』滋賀

大学日本経済文化研究所、一九六〇の文書番号による。

② 「菅浦文書」三九八号。

③ 「菅浦文書」三九七号、応永四年十一月廿四日、堅田浦・菅浦庄契

約状。

- ④ 仲介の勞をとった景元の書状〔菅浦文書〕三九二号）には四月八日の日付があり、景元宛ての書簡である「菅浦文書」三九五号について、その返札とみるかそれ以前の依頼状と解釈するかによつて、三九五号本文中の「今月七日」や、他の書状の「去月より夜々ニあみを打候」の月が変わってくる。
- ⑤ 一章注②〔江州堅田漁業史料〕一章注④。
- ⑥ 田中克行『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八、五七一―五八頁。
- ⑦ 前掲注③。なお本稿では、前掲注⑥田中による校訂に従った。
- ⑧ 一章注①網野論文。
- ⑨ 『猪熊関白記』建仁元年八月十四日条（『大日本古記録』猪熊関白記三）。
- ⑩ 一章注①網野論文。
- ⑪ 二章注②。
- ⑫ 二章注②。
- ⑬ 滋賀県教育委員会編『琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書二』びわ湖の專業漁撈（滋賀県教育委員会、一九八〇）一四八頁。
- ⑭ イウトコナマスはその名の通り北湖の岩礁地帯の底層に生息し、冬場は深所で過すが、初夏の産卵期には接岸してくるためエリでも捕獲される。ただし、味覚的には冬が最上とされる（前掲注⑬一五頁）。ビワマスは成熟するまでの四・五年間を北湖の沖合中層で過ごし、その後、遡河して十月から十一月下旬に産卵する。
- ⑮ 両者の延縄漁の技術と漁場については、前掲注⑬一七〇―一七一頁を参照のこと。なおビワマスについて漁師は、湖中に生息する体色銀白色のものを「マス」、繁殖期の婚姻色の出た個体を「アメノウオ」と呼んで明確に区別していた（「アメノウオ」は築などで容易に捕獲

されるが産卵期には不味で、湖中の「マス」の方が資源価値が高かった。この「マス」の捕獲について、大正時代に長小糸網が発明されるまでは、堅田の延縄漁に頼るものであったことを重視したい（近江水産組合『琵琶湖漁具図説』近江水産組合、一九〇九）。

- ⑯ 一章注②、一章注④。
- ⑰ 前掲注⑬一七三頁。
- ⑱ 前掲注②。
- ⑲ 蔵持重裕『中世村の歴史語り——湖国「共和国」の形成史』吉川弘文館、二〇〇二、七〇―七一頁。
- ⑳ 『菅浦文書』七三二号、永仁六年三月日、菅浦供御人等申状案。
- ㉑ 『菅浦文書』五九号・六四号・六五号・七三二号・七三三号・七三四号・七三六号・七三七号。
- ㉒ 前掲注⑬一五五頁。
- ㉓ 菅浦在任の島田均氏のご教示による。なお今日ではコイ漁は長小糸網や網モンドリでの漁に置き換わっているため、この漁法自身はみることはできない。
- ㉔ 島田均氏および漁業者の皆様のご教示による。
- ㉕ 平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系第二五巻 滋賀県の地名』平凡社、一九九一、一〇二―一〇六頁。
- ㉖ 一章注①網野論文、一章注⑤、一章注⑥。
- ㉗ 一章注⑬新行論文。一章注⑭三三七頁。前掲注⑥六六頁。
- ㉘ さらに田中の指摘するように（前掲注⑥六二―六四頁）、この応永四年の四至契約状は菅浦の漁場を示す「本証文」として、その後慶長年間までの長きに渡って生き続けており、そのこと自体がこの四至決定の持つ意味を物語っている。

ここで前章までの分析に基づき、中世の堅田漁撈の実態と琵琶湖漁業におけるその位置づけについてまとめたい。

中世前期の堅田の漁撈活動をどのように評価すべきか、これまでの研究では琵琶湖での自由な漁撈特権を持つとする網野の見解と、中世前期にはいまだその特権は確立せず、むしろ脆弱な集団だったとする橋本の見解とが対立している。このうち橋本は、本稿第三章で取り上げた音羽庄との相論を、音羽荘民が堅田と「対等に相論していた」とし、よって陸域と水域との推移帯（エコトーン）では堅田の特権は貫徹しておらず、「様々な階層・集団による漁撈が競合しつつ併存していた」と結論づけている^②。しかしここで筆者が指摘したいのは、たしかにエコトーンにおいては漁撈の競合・併存が起こりうるものの、実際の堅田の漁撈空間は、決してエコトーンだけにとどまるものではなかったという点である。

琵琶湖のように一〇〇mもの水深を持つ構造湖においては、エコトーンとしての沿岸域のみならず、沖合の深水域も魚類の生息空間として重要な意味を持つ。堅田はこの広大な沖合域のうち水深六〇mまでを、小糸網と延縄漁の技術によって中世前期以来独占的な漁場としていたことに注目したい。

堅田の漁撈可能水深の六〇mを、地引網などの漁法が行われる水深一五mまでと対比させつつ利用可能面積として示せば、図7のようになる。水深もあり、かつ日本一の面積を有する琵琶湖では、堅田だけの専用漁場となる水域は広大な面積に及ぶことになる。この水域では、堅田は他の集団と「競合」や「併存」することなく、独占的に漁撈を行っていたのであり、その優位性は疑いのないところであろう。

そもそも水深一五mまでの浅水域の漁法しか持たない湖岸の諸村落と、沖合の深水域での漁獲技術を有する堅田とは決して「対等」ではない。すなわち湖岸での漁は堅田による漁獲庄にさらされ、水揚げ量や漁獲時期の点で不利となるからである。小糸網漁が鎌倉初期から存在していたと考えられることや、延縄漁も中世にすでに操業されていた可能性の高い

原初的な技術のみで漁撈が可能であった。粟津側は内膳司や内藏寮の供御人となること、この前面水域を彼らの占有漁場として確保し、堅田を排除することを意図したのではないかと憶測する^③。

このように音羽庄などの一般荘民とは異なり、供御人らの漁場については堅田も一定の配慮を求められており、そういった状況が、網野の指摘した琵琶湖の「特権的海民」集団同士の併存関係、すなわち「他の供御人、供祭人、神人などに伍して、その特権を行使」^④していた海民たちの実態だったのではないだろうか。ただし、菅浦・粟津ともに漁撈技術は浅

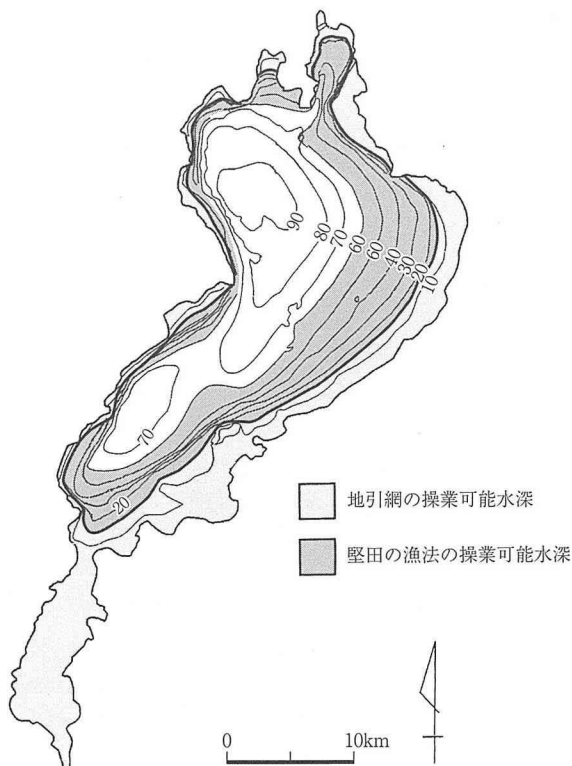


図7 堅田の漁撈可能水深とその面積

ことを勘案すれば、堅田の優位性は中世前期から存続していたことになろう。

ただしこの堅田も、菅浦の前面漁場では沿岸域および沖合域からも排除されていたことに注意が必要である。菅浦は内藏寮供御人となることで、堅田供祭人と「対等」な関係を打ち出し、自らの漁場を確保しようとしたのである。本稿では触れることができなかった粟津供御人と関係性についても、おそらくこれに近い漁場確保の状況が考えられるのではないだろうか。粟津供御人の漁場となった南湖南部は、平均水深が5mに満たない浅い水域であり、ここでは地引網などの

水域での漁法にとどまる段階であったため、堅田のように北湖の沖合域を広く漁場とすることは不可能であり、近世までの琵琶湖漁業において堅田のみが突出した勢力を持ち続けたのは、この点に一つの根拠があるものと考える。

なお、沖合を利用する堅田の漁法は、沿岸域と沖合域という空間的側面にとどまらず、年間生業暦という時間的観点においても、他村とは異なる独自の生業形態を生み出すに至った。堅田では春から秋冬までの魚類の回遊を追って、湖上を移動し年中操業する專業性の高い漁撈が行われている。^⑤これは一般的な琵琶湖岸の沿岸村落にみられる生業暦、すなわちコイ科魚類の産卵期のみ待受型漁を行い、それ以外の時期は農業と複合した定住生活を営む形態^⑥とは根本的に異なるものである。琵琶湖岸には類似の生業形態の村がみられないという点でも、堅田の隔絶した位置づけをうかがうことができよう。

なお、堅田が以上のように專業的な漁撈形態をいつからとっていたかについては、「賀茂社諸国神戸記」の建久年間の記述が参考になる。堅田は年来鴨社から毎年の「下行米」を受けており、^⑦網野はこれを供祭貢納に対する給付と位置づけている。^⑧この事実は、堅田の漁撈への専従性の高さが、すでに中世前期にたどれることを示しているのではないだろうか。ただし橋本はこの点に関し、飢饉を理由に下行米の増加を求める堅田の文言から「下行米がなければ生存さえもが成り立たないという差し迫ったもの」と解釈して、これをむしろ堅田漁撈の脆弱性を示す根拠としている。^⑨中世前期の堅田漁撈が実態として脆弱なものであったかどうか、その判断基準は、橋本も認めるように「ある意味したたかな」堅田側の主張のみに求められるのではなく、琵琶湖独自の自然条件とそれに対応した堅田の漁撈技術のなかで再検討されるべきであろう。

① 一章注⑧。

② 一章注⑧・⑨。

③ 中世の粟津供御人の漁場範囲について明示する史料は存在しないが、

④ 網野善彦「近江国船木北浜」(網野善彦『日本中世都市の世界』筑

しかし近世段階ではその前面漁場の地引網の権利は地元村落にあり、堅田には認められていなかったことを確認できる(尾花川共有文書)。

摩書房、二〇〇一）三三四頁（初出は一九八二年）。

⑤ この堅田漁撈の專業性の高さについて補足しておきたい。筆者は、近世の堅田四方が居住地区分であるのと同時に生業の区別をも示していたように（廻船を主とする「宮ノ切」と、漁撈に従事するそれ以外の三切）、中世の堅田でも廻船と漁撈の従事者とは分化していたと推定している。それは湖上風や風待ち日数といった琵琶湖独自の自然条件に規定されて生じたものであり、この分業はおそらく古代にさかのぼるものと推測する。その詳細については一章注①の拙稿を参照されたい。

⑥ 琵琶湖沿岸村落の農漁複合生業形態については、安室知「水界をめぐる稲作民の生活——稲作民による漁撈活動の意味」信濃三九一、

六 おわりに

本稿では鴨社御厨であった近江国堅田について、その中世前期における漁撈活動の実態を琵琶湖の自然環境の視点から解明することを試みた。具体的には琵琶湖の湖底地形および魚類の生態行動と堅田の漁撈技術段階とを照合し、中世前期の堅田の沖合域での漁法とその利用可能水深について明らかにした。

堅田は中世前期から稀少な秋冬期のフナを安定的に漁獲していたが、これは琵琶湖岸では堅田のみが保持していた小糸網の技術によるものであった。この小糸網に加え、さらに深水域での操業が可能な延縄漁の技術を持つことよって、堅田は一般荘民たちの及ばない沖合域で産卵期以外にも魚類を沖取りし、琵琶湖漁撈における絶対的な優位性を確立していったことを指摘した。

このように中世前期の堅田の漁撈活動を理解するためには、構造湖として水深一〇〇mにも達する琵琶湖の自然条件と、そういった水深のある漁場に適応した堅田の漁撈技術を考慮する必要がある。堅田のみが中世前期以来保持したこれら技

一九八七、一〇一―二六頁などを参照されたい。

⑦ 「賀茂社諸國神戸記」建久三年五月十六日、堅田供祭人等陳状写、および建久五年、堅田供祭人等陳状写。

⑧ 一章注①網野論文。

⑨ 一章注④。また橋本は堅田漁撈の「脆弱性」のもう一つの根拠として、「鴨社の沙汰がなければ漁撈も貢納もできない」とする堅田の主張をあげている（一章注⑤）。しかし橋本論文は同じの文面を、別の頁では「沙汰」がなければ漁撈をせず、供御をも供えないと強硬に主張するような、ある意味したたかな一面」とも評している（一章注⑥）。

術上の優位性に注目すれば、決して「脆弱」だったとはいえない中世堅田の漁撈実態が理解されよう。

以上のような堅田の漁撈技術や生活形態は、琵琶湖の沿岸村落のなかではきわめて異質であり、漁法の系譜上でも孤立した位置づけにある。したがって堅田の漁撈技術は琵琶湖岸で自然発生したものではなく、海域から移入された可能性を考えるべきであろう。小糸網と類似の刺網漁は、瀬戸内海や日本海では中世には盛んに行われている。また延縄漁についても同様である。^①特に宇治川・瀬田川には小規模ではあるものの、河川用の延縄漁法が伝存しており、これらの技術が大阪湾・淀川方面から伝わった可能性を想起させる。^{②③}瀬戸内海はじめ、各地に設定された鴨社御厨からの技術移入の可能性も今後さらに検討されるべきであろう。

また、このような海域からの漁撈技術の移入とは、すなわち彼らが消費地たる京の冬期の生魚需要に応えるべく投入された「職人」的な漁民集団であったことを示しているのではないだろうか。古代中世の京で生食された魚類は淡水魚に限られるが、その代表であったアユは通常一年で生を終える「年魚」であり、冬期に成魚は供給できない。したがって冬には、代わって「淀の鯉」や「近江鮒」などのコイ科魚類の価値が上昇する。しかしながら琵琶湖固有種のフナたちは、冬は深い沖合に生活場所を移すため、浅水域用の原初的漁法では捕獲が困難であった。この高い価値を持つ時期のフナを毎年安定的に貢上しえた堅田の漁民が、他の琵琶湖岸の村落より突出した地位を得ていくことは自然な流れであろう。菅浦や粟津の供御人たちの漁場は担保されていたとしても、堅田のみがそれらとは比較にならないほど広域で漁撈活動を行えた根拠の一つは、彼ら自身の持つ超越した漁撈技術に求められる。

本稿で試みた中世の漁撈実態に関する分析手法、すなわち湖底地形や魚類の生態行動との照合というアプローチは、他の湖沼あるいは海域においても有効性を持つものと考えられる。特に、水深による漁法と漁場の相違は、瀬戸内海の村々での沿岸漁法と家船漁民による延縄漁との関係性にも通ずるものである。今後、他地域の中世漁業史研究への応用の可能性について、引き続き検討していきたい。

① 特に内田律雄は、考古学的資料および『日本三大夷録』元慶元年九月二七日条の記載をもとに、沖合延縄漁が出雲国など日本海側の御厨では古代から行われていたことを推定している。内田律雄『古代日本の漁撈民』同成社、二〇〇九、四二―五七頁。

② 滋賀県教育委員会編『琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書五 湖南の漁撈活動』滋賀県教育委員会、一九八二、二四六頁。

③ 近代の状況ではあるが、今堅田の釣瓶師らは毎年宇治の県祭に必ず参詣するなど（四章注⑩八九頁）、宇治方面と深い関わりを持っている。またウナギの延縄漁に用いる餌として、漁一回あたり千匹以上を要する大量のヒルを、京都盆地南部の鴨川・宇治川沿いで、低湿地の多かつた烏羽あたりへ購入しに行っていたという（四章注⑬一六七頁）。

【付記】

本研究の実施にあたってご教示をいただいた菅浦区長の島田均氏に厚く御礼申し上げたい。なお本研究には、二〇〇九―二〇一一年度科学研究費補助金（基盤研究C）「『里海』の景観構造とその維持管理における伝統的生業活動の役割」課題番号二一五二〇七九一を一部使用した。また本稿の内容は、二〇一一年一二月の文化史学会大会において口頭発表した。なお本稿の投稿後に、橋本道範「年中行事と生業の構造——琵琶湖のフナ属の生態を基軸として——」（井原今朝男編『環境の日本史3 中世の環境と開発・生業』吉川弘文館、二〇一三年三月、一八九―二一六頁）に接した。フナの月別漁獲高（ただしデータは異なる）など本稿での分析視点と一致する視点や、あるいは氏の現段階での堅田漁撈への見解が示されているが、本稿論旨の変更の必要性はないと判断し、成稿時のままとしている。あわせてご参照願いたい。

（同志社大学文学部文化史学科准教授）

exchange of money for *sai fu* as part of a transaction.

Fishing by the Medieval Katata Estate,
as Seen from the Standpoint of Lake Biwa's Natural Environment

by

SANO Shizuyo

Katata estate in the province of Ōmi is well known as having been a *mikuriya*, a specially designated estate to provide resources, of Kamo Shrine, but there has been debate about how to assess its fishing in the early medieval period. In previous scholarship there were some who took the position that saw it as a community with special privileges to fish freely in Lake Biwa, but an opposing view held that such privileges had not been established in the early medieval period and that the Katata fishermen constituted instead a rather weak group. Given the limited number of historical sources, in order to understand the reality of fishing during the medieval period, we must deepen our interpretation of written sources in light of natural conditions. Regarding the natural conditions of Lake Biwa in particular, there is one aspect unlike those of any other body of water in Japan: because it is an ancient lake with a history of over 4 million years, there are endemic species that evolved uniquely there and that were important objects of fishing. In addition, as it has a depth that reaches 100 meters as a result of it having been created by several geological faults, the various features of the lake bottom became important locations for endemic livelihoods. Having considered the geological features of Lake Biwa and the ecological behavior of varieties fish inhabiting the lake in this fashion, I attempt in this paper to reproduce the technological stages of fishing in each age and make clear the position of Katata estate in terms of medieval fishing.

In this paper I use the fishing disputes between medieval Katata and the estates of Otowa and Sugaura as objects of analysis, and reproduce the fishing technology possessed the Katata fishermen from the types of fish caught and the fishing season. As a result, I realized the key to understanding the fishing at Katata in medieval times was the fishing technology that

could operate in the deep-water fishing grounds. Among the fishing technologies that were possessed exclusively by the fishermen of Katata were gill nets (*sashi ami*) designed for the *funa* that were unique to Lake Biwa and longline fishing (*haenawa ryō*) used for other fish such as *koi* and *biwamasu*. Among these, it can be confirmed that gill nets were used from the Kamakura period onward, and I have pointed out that longline fishing was employed in the northern area of Biwako during the medieval period. In other words, I have made clear that in contrast to ordinary shoreline villages that only had fishing methods for shallow waters up to 15 meters deep, it was possible for the fishermen of Katata alone to fish in deep waters.

The fact that at Lake Biwa not only the coastal zone, but the deep-water offshore zones were ecological spaces for varieties of fish held great significance. It has become clear that the fishermen of Katata held a monopoly on waters up to 60 meters deep in the vast off shore areas of Lake Biwa as their fishing grounds from the early medieval period onward through the use of the fishing technologies of gill nets and longlines. In these waters Katata faced no disputes with other groups and could practice fishing exclusively, which leads to the conclusion that Katata's superiority continued from the early medieval period onward.

It can be recognized there was a degree of deference on the part of Katata to the fishing grounds of *kugonin*, who provided tribute to the court, such as the estates of Sugaura and Awazu, and there are signs of their exclusion from waters nearby these estates. Nevertheless, because the fishing methods shared by the *kugonin* of Sugaura and Awazu did not go beyond technologies for shallow-water fishing, there was no possibility of their fishing in the extensive fishing grounds in the deep waters in the offshore zone of Lake Biwa. It can be hypothesized that this was due in part to the fact that Katata alone continued to hold preeminent power in the Lake Biwa fishing industry until the early-modern period.